



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第45号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則 (31) (経済政策課)	3
	貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (32) (")	10
	鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (33) (")	11
	鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (34) (産業開発課)	12
	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (35) (農政課)	18

—公布された規則のあらまし—

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

1 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正

- (1) 中小企業設備資金の貸付けの対象となる中小企業者に医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものを加えることとした。(第2条関係)
- (2) 中小企業設備資金の貸付けの対象事業のうち、中小企業者が設備を設置する事業について知事の業種の指定を廃止することとした。(第2条、第3条関係)
- (3) 金融機関から中小企業設備資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間について、5年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成17年3月31日(現行 平成16年3月31日)までとすることとした。(附則関係)

- (4) 中小企業設備資金の貸付限度額の一部を引き上げることとした。(別表関係)

- (5) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正

- (1) 中小企業経営健全化資金の貸付けの対象となる中小企業者に医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものを加えることとした。(第2条関係)
- (2) 金融機関から中小企業経営健全化資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間について、5年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成17年3月31日(現行 平成16年3月31日)までとすることとした。(附則関係)

- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正

- (1) 特別金融対策資金の貸付けの対象となる中小企業者に医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものを加えることとした。(第2条関係)
 - (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 貸金業者登録簿を鳥取県商工労働部経済政策課(現行 鳥取県商工労働部経営流通課)に備え置くこととした。
- 2 この規則は公布の日から施行することとした。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

- 1 中小企業高度化資金等の貸付けの対象となる事業について、次のとおり改めることとした。(別表関係)
 - (1) 下請振興事業計画承認グループ事業を加えること。
 - (2) 輸入品卸売等経営合理化支援事業を除くこと。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県産業技術センターの起業化支援実験室、産学官共同研究推進室、産学官共同研究実験室及び開放型試作試験室の利用時間を定めることとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県産業技術センターの起業化支援実験室、産学官共同研究推進室、産学官共同研究実験室及び開放型試作試験室の利用申込書の提出期限を定めることとした。(第3条関係)
- 3 鳥根県、岡山県、広島県又は山口県の職員が公務のために鳥取県産業技術センターの開放施設等を利用するときは、その使用料を減免することができることとする。こととした。(第18条関係)
- 4 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。(別表関係)

区 分		単 位	金 額		
			改正後	現 行	
1	分析機械	紫外可視分光光度計	1時間につき	130円	200円

- 5 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表関係)

区 分		単 位	金 額	
1	分析機械	示差走査熱量計	1時間につき	170円
2	試験機械	電子部品超微細域成分試験装置	1時間につき	1,460円
		摩擦摩耗試験機	1時間につき	250円
		冷熱温度繰返し試験機	1時間につき	310円
		食品物性試験機(クリープメータ)	1時間につき	220円
3	測定機械	工具破損記録計	1時間につき	40円
4	加工機械	高機能フライス盤	1時間につき	560円
		超微細深穴加工機	1時間につき	600円
		数値制御彫刻機(NC彫刻機)	1時間につき	210円

- 6 鳥取県産業技術センターの設備の一部の名称を改めることとした。(別表関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 1 入校選抜手数料及び入校料の減免は、性行、学業とも良好な学生であって、入校選抜手数料及び入校料の納付が困難であると認められるものについて行うものとする。 (第18条関係)
- 2 入校選抜手数料及び入校料の減免申請に係る様式を定めることとした。 (第18条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者」とは、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者」とは、次の各号の<u>一に該当する者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又</u></p>

第2条第1項第1号、第1号の2及び第3号に規定する者

(2) 略

(県の貸付け)

第3条 県は、金融機関に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小企業者に対して次の各号に掲げる事業に必要な資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 中小企業者が設備を設置する事業

(6)～(10) 略

(貸付額)

第4条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金融機関が中小企業者に対して同条各号に掲げる事業に必要な資金として貸し付けている額の2分の1の額以下とする。

はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社及び個人であって、工業、鉱業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの(別表第1の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

(2) 別表第1の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であって、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の右欄に定める数以下のもの

(3) 略

(県の貸付け)

第3条 県は、金融機関に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小企業者に対して次の各号に掲げる事業に必要な資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 知事が別に指定する業種に属する中小企業者が設備を設置する事業

(6)～(10) 略

2 金融機関が卸売業、小売業又はサービス業(旅館業を除く。)に属する中小企業者に対して当該事業のための設備の設置に必要な資金を貸し付ける場合において、市町村が当該金融機関に対し別表第2第7号に掲げる条件を付けて当該資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるときは、県は、当該金融機関に対し、予算の範囲内において、当該市町村の貸付額を限度として、当該資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

(貸付額)

第4条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金融機関が中小企業者に対して同条第1項各号に掲げる事業又は同条第2項に規定する設備の設置に必要な資金として貸し付けている額の2分の1の額(同項の規定により貸し付ける場合にあっては、その額から市町村の貸付額を控除した

(貸付けの条件)

第5条 県は、第3条の貸付けを行う場合においては、金融機関が前条の規定に従い確保した資金の中小企業者に対する貸付けについて、別表の条件を付けるものとする。

附 則

1 略

(償還の猶予)

2 平成7年8月18日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成7年9月30日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から1年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「12年」とあるのは「13年」と読み替えて同表の規定を適用する。

(1)～(4) 略

3 平成8年8月19日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成8年12月27日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から2年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「12年」とあるのは「14年(知事が特に必要と認める者については、15年とする。以下同じ。)」と読み替えて同表の規定を適用する。

(1)～(4) 略

4 平成9年12月10日から平成10年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。)で、最近3月の全売上高が1年前の同期に比べ15パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「12年」とあるのは「13年」と読み替えて同表の規定を適用する。

5 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間

額)以下とする。

(貸付けの条件)

第5条 県は、第3条の貸付けを行う場合においては、金融機関が前条の規定に従い確保した資金の中小企業者に対する貸付けについて、別表第2の条件を付けるものとする。

附 則

1 略

(償還の猶予)

2 平成7年8月18日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成7年9月30日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から1年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表第2中「12年」とあるのは「13年」と読み替えて同表の規定を適用する。

(1)～(4) 略

3 平成8年8月19日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成8年12月27日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から2年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表第2中「12年」とあるのは「14年(知事が特に必要と認める者については、15年とする。以下同じ。)」と読み替えて同表の規定を適用する。

(1)～(4) 略

4 平成9年12月10日から平成10年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。)で、最近3か月の全売上高が1年前の同期に比べ15パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表第2中「12年」とあるのは「13年」と読み替えて同表の規定を適用する。

5 平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前2項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で、最近3月の売上高が前年同期に比べ10パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表の適用については、同表中「12年」とあるのは、「13年」とする。

6 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で最近3月の売上高が前年同期に比べ10パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「13年（附則第3項の規定により償還を猶予された者については、14年）」とする。

7 平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から前項までの規定により償還を猶予された者にあつては、5年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

8 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から第6項までの規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前2項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で、最近3月の売上高が前年同期に比べ10パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の適用については、同表中「12年」とあるのは、「13年」とする。

6 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で最近3月の売上高が前年同期に比べ10パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、1年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「13年（附則第3項の規定により償還を猶予された者については、14年）」とする。

7 平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から前項までの規定により償還を猶予された者にあつては、5年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

8 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から第6項までの規定により償還を猶予された者又は前

間を延長された者にあつては、5年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、5年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

別表 (第5条関係)

事業の種類	貸付期間 (据置期間を含む)	据置期間	貸付の限度額	貸付利率
1 第3条第1号から第5号までに掲げる事業	略	略	50,000,000円(知事が特に必要と認める者については、100,000,000円)又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	略
2 第3条第6号に掲げる事業	略	略	30,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	
3 第3条第7号に掲げる事業	略	略	30,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の1以内のいずれか低い額	
4 第3条第8号に掲げる事業	略	略	50,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	
5 第3条第9号に掲げる事業	略	略	70,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	
6 第3条第10号に掲げる事業	略	略	50,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	

別表第1 (第2条関係)

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	300,000,000円	900人
2 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300,000,000円	300人
3 旅館業	50,000,000円	200人

別表第2 (第5条関係)

事業の種類	貸付期間 (据置期間を含む)	据置期間	貸付の限度額	貸付利率
1 第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事業	略	略	50,000,000円(知事が特に必要と認める者については、100,000,000円)又は設備の設置に必要な資金の3分の2以内のいずれか低い額	略
2 第3条第1項第6号に掲げる事業	略	略	30,000,000円又は設備の設置に必要な資金の3分の2以内のいずれか低い額	
3 第3条第1項第7号に掲げる事業	略	略	30,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の1以内のいずれか低い額	
4 第3条第1項第8号に掲げる事業	略	略	50,000,000円又は設備の設置に必要な資金の10分の10以内のいずれか低い額	
5 第3条第1項第9号に掲げる事業	略	略	70,000,000円又は設備の設置に必要な資金の3分の2以内のいずれか低い額	
6 第3条第1項第10号に掲げる事業	略	略	50,000,000円又は設備の設置に必要な資金の3分の2以内のいずれか低い額	
7 第3条第2項に規定する設備の設置	12年以内	2年以内	50,000,000円又は設備の設置に必要な資金の3分の2以内のいずれか低い額	

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 <u>中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第1号の2及び第3号に規定する者</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1~5 略</p> <p>6 平成14年4月1日から<u>平成17年3月31日</u>までの間</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの(別表の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)</u></p> <p><u>イ 別表の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であって、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の右欄に定める数以下のもの</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1~5 略</p> <p>6 平成14年4月1日から<u>平成16年3月31日</u>までの間</p>

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者）にあっては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者）にあっては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。

別表（第2条関係）

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	300,000,000円	900人
2 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300,000,000円	300人
3 旅館業	50,000,000円	200人

（鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正）

第3条 鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の表示並びに削除号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者等」とは、次</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者等」とは、次</p>

に掲げるものをいう。

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第1号の2及び第3号に規定する者

(2) 略

に掲げるものをいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)以下の会社及び企業組合並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社、企業組合及び個人であつて、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業とするもの(別表の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

(2) 別表の左欄に定める業種に属する事業を主たる事業とする会社、企業組合及び個人であつて、当該業種に応じ、資本の額又は出資の総額が同表の中欄に定める金額以下のもの及び常時使用する従業員の数が同表の右欄に定める数以下のもの

(3) 略

別表(第2条関係)

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	300,000,000円	900人
2 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300,000,000円	300人
3 旅館業	50,000,000円	200人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第32号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸金業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 省令第9条第2項の規定により、貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）を鳥取県商工労働部経済政策課（以下「閲覧所」という。）に備え置き、一般の閲覧に供する。</p>	<p>(貸金業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 省令第9条第2項の規定により、貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）を鳥取県商工労働部経営流通課（以下「閲覧所」という。）に備え置き、一般の閲覧に供する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名 称	内 容	名 称	内 容
1 及び 2 略		1 及び 2 略	
3 経営革新計画承認グループ事業	政令第3条第1項第3号イに規定する事業のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの	3 経営革新計画承認グループ事業	政令第3条第1項第3号に規定する事業のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの
4 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第3条第1項第3号ロに規定する事業のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、		

	技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの		
5	略	4	略
6	略	5	略
7	略	6	略
8	地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第3項第1号に規定する事業（9の項に規定する事業を除く。）	7	地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第3項第1号に規定する事業（7の項に規定する事業を除く。）
9	略	8	略
10	商店街整備等支援事業 政令第3条第3項第2号に規定する事業	9	商店街整備等支援事業 政令第3条第3項第2号に規定する事業
11及び12	略	10	輸入品卸売等経営合理化支援事業 政令第3条第3項第3号に規定する事業
13	ソフトウェア開発取得事業 ア 中小企業者が1の項から7の項までに掲げる事業を行う場合における電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「ソフトウェア開発取得」という。）を行う事業 イ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者が8の項又は10の項に掲げる事業を行う場合におけるソフトウェア開発取得を行う事業	11及び12	略
14～17	略	13	ソフトウェア開発取得事業 ア 中小企業者が1の項から5の項までに掲げる事業を行う場合における電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「ソフトウェア開発取得」という。）を行う事業 イ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者が6の項、8の項又は9の項に掲げる事業を行う場合におけるソフトウェア開発取得を行う事業
14～17	略	14～17	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号

とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>起業化支援室及び産学官共同研究推進室</u> 終日</p> <p>(2) <u>前号に掲げる施設以外の施設及び設備</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>起業化支援室、起業化支援実験室、産学官共同研究推進室、産学官共同研究実験室及び開放型試作試験室</u> 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで</p> <p>(2) <u>前号に掲げる施設以外の施設及び設備</u> 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から2日前まで</p> <p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>鳥根県、岡山県、広島県又は山口県の職員が公務のために開放施設等を利用するとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等（以下「開放施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 起業化支援室 終日</p> <p>(2) <u>起業化支援室以外の施設及び設備</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 起業化支援室 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで</p> <p>(2) <u>起業化支援室以外の施設及び設備</u> 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から2日前まで</p> <p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

(7) 略

別表 (第17条関係)

区 分	単 位	金 額
1 分析機械	略	
物質微細構造解 析装置	略	
略		
紫外可視分光光 度計	1時間 につき	130円
略		
高速液体分離分 析装置 (高速液 体クロマトグラ フ)	略	
気体分離分析装 置 (ガスクロマ トグラフ)	略	
略		
電気抵抗式脂肪 測定装置	略	
略		
微生物同定装置	1時間 につき	1,900円
示差走査熱量計	1時間 につき	170円
2 試験機械		
電磁波雑音耐性 試験装置 (イミュ ニティ試験装置)	略	
略		
雷耐性試験装置 (雷サージ試験 装置)	略	
略		
紫外線耐光試験 機 (フェードメー タ)	略	
略		
耐候性促進試験 機	略	
略		
塩乾湿複合繰返 し試験機	略	

(6) 略

別表 (第17条関係)

区 分	単 位	金 額
1 分析機械	略	
物質微細構造解 析システム	略	
略		
紫外可視分光光 度計	1時間 につき	200円
略		
高速液体クロマ トグラフ	略	
略		
ガスクロマトグ ラフ	略	
略		
ファットメータ	略	
略		
微生物同定シス テム	1時間 につき	1,900円
2 試験機械		
イミュニティ試 験装置	略	
略		
雷サージ試験装 置	略	
略		
フェードメータ	略	
略		
キセノン・サン シャインウェザー メータ	略	
略		
塩乾湿複合サイ クル試験機	略	

物理的蒸着装置	略	
略		
高圧蒸着試験機	略	
略		
高精細静止画評価装置	1時間につき	750円
電子部品超微細域成分試験装置	1時間につき	1,460円
摩擦磨耗試験機	1時間につき	250円
冷熱温度繰返し試験機	1時間につき	310円
食品物性試験機(クリープメータ)	1時間につき	220円

3 測定機械	略	
	瞬間多重測光装置	略
	略	
	近赤外線校正装置	略
	走査型探触子顕微鏡(走査型プローブ顕微鏡)	略
	略	
	デジタル出力計	略
	略	
	交流抵抗計(LCR計)	略
	略	
	粒度分布測定装置	略
	略	
	携帯型温度解析器	略
	デジタル記録温度計	略
	略	
複合系交流抵抗測定装置(複合系インピーダンス)	略	

イオンプレーティング装置	略	
略		
レトルト試験機	略	
略		
高精細静止画評価装置	1時間につき	750円

3 測定機械	略	
	瞬間マルチ測光システム	略
	略	
	近赤外線校正システム	略
	走査型プローブ顕微鏡	略
	略	
	デジタルパワーメータ	略
	略	
	LCRメータ	略
	略	
	粒度分布測定システム	略
	略	
	ハンディタイプ温度コレクタ	略
	デジタルレコード温度計	略
	略	
複合系インピーダンス測定装置	略	

ス測定装置)		
略		
高速信号解析装置 (高速オシロスコープ)	略	
振子式木材衝撃試験機 (シャルピー式木材衝撃試験機)	略	
略		
三次元デジタル情報作製機 (三次元デジタイザ)	略	
略		
温度校正装置	略	
圧力校正装置	略	
略		
熱流動性評価装置 (メルトインデクサー)	1時間につき	130円
工具破損記録計	1時間につき	40円

4 加工機械	略	
	塗装装置 (塗装ブース)	略
	横引鋸 (クロスカットソー)	略
略		
	木材加工機 (ルーターマシン)	略
略		
	木材研磨機 (横型サンダー)	略
	パネル鋸	略
	突板加工機 (スライサー)	略
	鋸歯型接合加工機 (フィンガージョインター)	略
	多軸穿孔装置 (多軸ボーリン)	略

略		
高速オシロスコープ	略	
シャルピー式木材衝撃試験機	略	
略		
三次元デジタイザ	略	
略		
温度キャリブレーションシステム	略	
圧力キャリブレーションシステム	略	
略		
メルトインデクサー	1時間につき	130円

4 加工機械	略	
	塗装ブース	略
	クロスカットソー	略
略		
	ルーターマシン	略
略		
	横型サンダー	略
	パネルソー	略
	スライサー	略
	フィンガージョインター	略
	多軸ボーリングマシン	略

グマシン)			
熱間等方加圧装置	略		
冷間静水加圧装置	略		
噴霧乾燥機	略		
略			
真空気体置換包装機	略		
略			
微細模様描画装置	略		
三次元環境模擬実験装置	略		
デジタル媒体編集装置	略		
略			
実験用熱圧型押機	略		
略			
砂噴霧式表面研磨装置 (サンドブラスト)	略		
略			
卓上型万能高速切断混合機	略		
切抜加工印刷機 (カッティングプリンタ)	1時間につき	1,500円	
高機能フライス盤	1時間につき	560円	
超微細深穴加工機	1時間につき	600円	
数値制御彫刻機 (NC彫刻機)	1時間につき	210円	

備考 略

様式第1号 (第3条関係)

鳥取県産業技術センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

H I P装置	略		
C I P装置	略		
スプレードライヤー	略		
略			
真空ガス置換包装機	略		
略			
微細パターン描画装置	略		
三次元環境シュミレータ	略		
デジタルメディア編集装置	略		
略			
実験用熱圧プレス	略		
略			
サンドブラスト	略		
略			
卓上型万能高速カッター・ミキサー	略		
カッティングプリンタ	1時間につき	1,500円	

備考 略

様式第1号 (第3条関係)

鳥取県産業技術センター利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名
 (団体にあっては、名称及び代表者の
 氏名)
 電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したい
 ので、申し込みます。

略	
利 用 の 目 的	
利 用 面 積 (起業化支援実験室、産学官共同 研究実験室及び開放型試作試験室 を利用する場合に限る。)	m ²
略	

添付書類 略

様式第2号(第4条関係)

番 号
 年 月 日

住所
 氏名 様
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 職 氏 名 印

鳥取県産業技術センターの利用について(通知)
 年 月 日付けで申込みのあったこのことにつ
 いては、次のとおりとしたので通知します。

略	
利 用 の 目 的	
利 用 面 積 (起業化支援実験室、産学官共同 研究実験室及び開放型試作試験室 を利用する場合に限る。)	m ²
略	

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名
 (団体にあっては、名称及び代表者の
 氏名)
 電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターを利用したい
 ので、申し込みます。

略	
利 用 の 目 的	
利 用 面 積 (起業化支援実験室、産学官共同 研究実験室及び開放型試作試験室 を利用する場合に限る。)	m ²
略	

添付書類 略

様式第2号(第4条関係)

番 号
 年 月 日

住所
 氏名 様
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
 職 氏 名 印

鳥取県産業技術センターの利用について(通知)
 年 月 日付けで申込みのあったこのことにつ
 いては、次のとおりとしたので通知します。

略	
利 用 の 目 的	
利 用 面 積 (起業化支援実験室、産学官共同 研究実験室及び開放型試作試験室 を利用する場合に限る。)	m ²
略	

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第35号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学の許可)</p> <p>第12条 入学の許可は、<u>入校選抜試験の結果等に基づいて行う。</u></p> <p>2 前項の入校選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。ただし、知事が適当と認めた者については、学科試験の一部を免除することができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>入校選抜試験</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(復学)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(入校選抜手数料の納付)</u></p> <p>第16条の2 <u>大学校の養成課程等に係る入校選抜試験を受けようとする者は、条例に定めるところにより、入校選抜手数料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(入校料の納付)</u></p> <p>第16条の3 <u>大学校への入校の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、入校料を納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料の納付期限等)</p> <p>第17条 条例第7条の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>授業料等の減免</u>)</p>	<p>(入学の許可)</p> <p>第12条 入学の許可は、<u>入学選抜試験の結果等に基づいて行う。</u></p> <p>2 前項の<u>入学選抜試験</u>は、学科試験及び面接試験とする。ただし、知事が適当と認めた者については、学科試験の一部を免除することができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>入学選抜試験</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(復学)</p> <p>第16条 略</p> <p>(授業料の納付期限等)</p> <p>第17条 条例第5条の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>授業料の減免</u>)</p>

第18条 条例第10条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免は、性行、学業とも良好な学生であって、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(利用の申込み等)

第29条 条例第8条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。

2 略

(使用料の納付)

第35条 条例第9条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。

様式第2号（第11条関係）

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

入 学 願 書

職 氏 名 様

私は、貴大学校の 課程 科 (専攻) に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

住所
(ふりがな)
氏名 ㊟
年 月 日生

様式第2号の2（第12条の2関係）

第18条 条例第8条の規定による授業料の減免は、性行、学業とも良好な学生であって、授業料の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(利用の申込み等)

第29条 条例第6条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。

2 略

(使用料の納付)

第35条 条例第7条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。

様式第2号（第11条関係）

入 学 願 書

職 氏 名 様

私は、貴大学校の 課程 科 (専攻) に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

住所
(ふりがな)
氏名 ㊟
年 月 日生

様式第2号の2（第12条の2関係）

収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

入学許可申請書

職 氏 名 様

私は、貴大学の 課程 科 (専攻) に入学したいので、申請します。

年 月 日

受験番号

住所

氏名

㊟

入学許可申請書

職 氏 名 様

私は、貴大学の 課程 科 (専攻) に入学したいので、申請します。

年 月 日

受験番号

住所

氏名

㊟

様式第 8 号 (第18条関係)

授業料等減免申請書

職 氏 名 様

授業料 (入校選抜手数料、入校料) の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

本人 氏名

㊟

保護者住所

氏名

㊟

記

略

様式第 8 号 (第18条関係)

授業料減免申請書

職 氏 名 様

授業料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

本人 氏名

㊟

保護者住所

氏名

㊟

記

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県立農業大学校管理規則第16条の2の規定は平成17年 4月 1日以後の入校 (養成課程、研究課程又は専門技術課程に係るものに限る。以下同じ。)に係る入校選抜試験を受ける者について、同規則第16条の3の規定は同日以後に入校をする者について適用する。

